平成２４年第６回大玉村議会定例会会議録

第８日　　平成２４年９月１４日（金曜日）

１．応招（出席）議員は次のとおりである。

１番　鈴木康広	２番　押山義則	３番　武田悦子
４番　菊地利勝	５番　鈴木宇一	６番　佐々木市夫
７番　佐藤誠一	８番　遠藤文一	９番　佐原吉太郎
１０番　須藤軍蔵	１１番　遠藤義夫	１２番　佐藤　悟

２．不応招（欠席）議員は次のとおりである。

なし

３．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席を求めた職員。

村長	浅和定次	副村長	遠藤　武
教育長	押山利一	総務課長	遠藤勇雄
企画財政課長	武田正男	税務課長	舘下憲一
農政課長	鈴木幸一	建設課長	菊地　健
上下水道課長	押山正弘	住民生活課長	武田孝一
健康福祉課長	菊地平一郎	農地再生室長	武田好広
会計管理者 兼出納室長	佐々木正信	教育総務課長	菅野昭裕
生涯学習課長	作田純一	農業委員会 事務局長	本多保夫
アットホーム おおたま支配人	中沢武志		

４．本会議案件は次のとおりである。

議案審議

質疑・討論・採決（議案第４４号～第４８号、議案第５９号～第６６号）

委員会付託事件（請願・陳情）委員長審査報告

審査報告に対する質疑・討論・採決

閉会中の継続調査申し出について

(1) 議会運営委員会

追加議案審議

議員発議第　３号　大玉村議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議員発議第　４号　地球温暖化に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書について

議員派遣の件について

閉会中の継続調査申出について

会　議　の　経　過

○議長（佐藤　悟）　おはようございます。ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は１２名全員であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

◇　　◇　　◇

○議長（佐藤　悟）　本日の議事日程は、お手もとに配付のとおりです。

◇　　◇　　◇

○議長（佐藤　悟）　日程第１，議案第４４号「復興産業集積区域における村税の特例に関する条例制定について」を議題といたします。

質疑を許します。５番。

○５番（鈴木宇一）　この産業集積区域に関する条例なんですが、この産業集積という区域、そもそも村内一円なのか、それとも工業団地、あるいは４号線沿線を指しているのか、その辺の範囲ですね、それをお聞かせ願いたいと思います。

それから、この認定を受けた日以降ということがありますが、この認定というのは、いわゆる震災特別区域法、あるいは特措法の以降の認定、このどちらを指すのか、その辺についてもお伺いしておきたいと思います。

また、その指定業者、指定法人という項目がありますが、これは申請することによって指定されるのかどうかですね。指定と認められるのかどうか、その辺についてもお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（佐藤　悟）　税務課長。

○税務課長（舘下憲一）　５番議員さんにお答えいたします。

区域の関係でございますが、区域は主に４号線沿いが区域となっておりまして、あとは、それぞれの工業団地一部を区域として定めております。

それから、認定でございますが、認定につきましては、復興計画の認定を指しておりますので、本村では２４年４月２０日に認定を総理大臣から受けておりますので、それが認定の月日となります。

それから、指定法人でございますが、これは村にそれぞれの事業の申請等がございますので、それを指定した場合、指定法人という形になります。以上です。

○議長（佐藤　悟）　５番。

○５番（鈴木宇一）　今のお話によりますと、４号線沿線又は工業団地地内という答弁でございましたが、そのほかにも村内にはかなりの地場産業等々あるわけでございますが、そういうところについては、残念ながら入らないということかなというように思いますが、やはり震災に被る影響というのは、大なり小なり村内企業ならば全部被っているわけでございまして、当然固定資産税の軽減というのは、しかるべき措置が講じられるべきだろうと、このように思うわけでございます。

もう１点は、いわゆる指定事業者、指定法人というその特定ですね。指定されるた

めには申請を起こして、その区域内でないとだめだということでございますが、もう少し、これ私としては大変な原発災害においては個人においても、住宅においても被害を被っておるわけですから、大きく参集範囲を広げてはどうなのかなと思いますが、それについても、もう一度ご説明願いたいと思います。

○議長（佐藤　悟）　企画財政課長。

○企画財政課長（武田正男）　５番議員さんに区域のとらえ方、これについてご答弁申し上げます。

　この区域については、平成２０年に制定いたしました企業立地促進法、この重点促進区域を同じ復興集積区域にしなさいというような県からの通達がありました。そういう意味で、４号沿線、第一、第二工業団地ということで今回条例に提出するものでありますが、５番議員さんおっしゃるとおり、震災を受けたのはそこのエリアばかりじゃないということも当然あります。担当のほうとしましても、エリアの拡大について現在、県のほうと交渉しながら、もう少しエリアを延ばしてくれないかと、拡大になんとかならないかというような形で交渉を進めておるところであります。

○議長（佐藤　悟）　税務課長。

○税務課長（舘下憲一）　５番議員さんにお答えいたします。

　指定法人関係でございますが、これは条例にも記載されているように個人事業者等もありますので、法人だけでなく個人事業でも指定を受けることは可能でございます。

　以上です。

○議長（佐藤　悟）　ほかにございませんか。８番。

○８番（遠藤文一）　ただいま、それぞれ説明ありましたが、まず、復興推進計画、これ策定して既に認定を受けているということでございますが、復興計画、イコール復興推進計画ということで認定されているということで間違いございませんね。それを確認したいと思います。

　それから、復興産業集積区域というものを設定したということでございますが、その復興推進計画の中で復興居住区域、あるいは復興特定区域というものは設定しなかったのかどうか、それについて伺いたいと思います。

○議長（佐藤　悟）　企画財政課長。

○企画財政課長（武田正男）　８番議員さんにお答えいたします。

　復興計画というのは、大玉村が作った復興計画ではなくて、福島県全体として作った復興計画が国に認められたと。福島県内５９市町村すべてがこの計画を共同提出したということでの認定でございます。

　それから、復興産業集積区域内での住宅等の、そういうふうなエリア分けはしてございません。

○議長（佐藤　悟）　８番。

○８番（遠藤文一）　ということは、県の策定した、共同作成して申請したということでございますから、これらの内容について村民が知ろうとすれば、村のホームページでは探せないのかなと思っております。ですから、県のホームページでしたら大玉村の

分についてきちっと分かる、その場所、どこを見れば分かるか、簡単で結構ですからお答えいただきたいと思います。

○議長（佐藤　悟）　企画財政課長。

○企画財政課長（武田正男）　県のホームページの中の県北のほうの企業立地促進区域の重点促進区域、これらについてそれぞれ細かく、字、地番まで入っているのが公表されていると思います。

　また、平成２０年２月に、２０年２月ですから１９年の１２月議会に恐らくうちのほうで出した条例、その中においても細かい地番、字名が入っておりますので、その辺を見ていただければ理解できるかと思います。

○議長（佐藤　悟）　次にございませんか。２番。

○２番（押山義則）　１点だけお伺いしたいんですが、復興特区で４号沿線、大玉村も１社だけは何らかの形で指定を受けておったと思います。ただ、それでちょっと確認したいんですが、これはあくまでもそういう認定を受けた業者でなきゃだめ、例えば補助金をもらわないで独自にその企業がやるものに対して、その敷地内に増築とか何かした場合も該当するということですか。

○議長（佐藤　悟）　税務課長。

○税務課長（舘下憲一）　２番議員さんにお答えいたします。

　これにつきましては、認定が４月ですので、それ以降、この条例に記載されているそれぞれの計画の中に記載されているそれぞれの事業がございまして、それに該当する事業でなければ、これは課税の免除は受けることができませんので、それぞれ７種類ほどそれぞれの業種というか、この計画の中に定められておりますので、その中身に該当すればこの条例に該当するというような判断でよろしいかと思います。以上です。

　補助のあるなしは、これには特別関係ございませんので、この条例につきましては、その事業に対する建物や土地を購入したり建設した場合の税に対する免除の部分でございますので、補助あるなしは関係ございません。

○議長（佐藤　悟）　次、ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤　悟）　質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤　悟）　異議なしと認めます。

　お諮りいたします。

　本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤　悟）　異議なしと認めます。

　よって、これより議案第４４号を採決いたします。

　本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤　悟）　異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇　　◇　　◇

○議長（佐藤　悟）　日程第２，議案第４５号「大玉村介護保険財政安定化基金特例交付金基金条例の制定について」を議題といたします。

質疑を許します。７番。

○７番（佐藤誠一）　第２条なんでございますけれども、交付金の額については約１７６万をこれ３年間で使うんだということでございますけれども、５０数万の金をどのように分配して使うのか伺いたいと思います。

○議長（佐藤　悟）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊地平一郎）　７番議員さんにお答えいたします。

２４年度につきましては、１７６万ということですので、２５年度、２６年度については後日指定されるということになると思います。

○議長（佐藤　悟）　ほかにありませんか。８番。

○８番（遠藤文一）　これ、県からの交付を受けたものということでございますが、これ今の段階で継続的に将来とも安定してこういう交付をされるというような認識の下に条例を制定しようとしているのか、その点について伺いたいと思います。

○議長（佐藤　悟）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊地平一郎）　この基金条例につきましては、附則によりまして、平成２７年の３月３１日限りということで、第５期、介護保険事業計画期間内ということになります。

○議長（佐藤　悟）　２番。

○２番（押山義則）　ちょっと今の答弁聞いててかみ合わなかったんですが、これ、１７６万というのは、これ今回限りで今後もあるっていうことはないというような話を聞いていたんですが、それをひとつ確認と、正式にどのような使われ方をするのか、どのような使い方をするのか、この中で。それを確認しておきます。

○議長（佐藤　悟）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊地平一郎）　お答えいたします。

今回、１７６万ということで補正予算計上させていただいておりますが、後年度については、まだはっきりしないと、分からないという段階でございます。

それから、この使い道につきましては、第１号被保険者、６５歳以上の１号被保険者の保険料率の軽減に使うということでございます。

○議長（佐藤　悟）　ほかにございませんか。８番。

○８番（遠藤文一）　この福島県の介護保険財政安定化基金特例交付金ということでございますが、これは、それぞれ各市町村で条例を制定して運用してくださいというような、そういう条件付きなのか。あるいはこういう交付金が県から来たと。これは、村独自で基金条例を作って運用するんだという考えなのか。もし大玉村で独自に、これ

は基金条例作って運用しようとするならば、県からの交付金がなくても村独自の予算を計上して継続的に基金条例があってもいいのかなというふうに思いますが、その点について伺いたいと思います。

○議長（佐藤　悟）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊地平一郎）　お答えいたします。

特例交付金の基金条例につきましては、県のほうで基金条例を設置しろというような中で設置するところでございます。

○議長（佐藤　悟）　ほかにございませんか。村長。

○村長（浅和定次）　今回のこの条例を提出している。要するに、附則でうたっておりますように、この条例は２７年３月３１日限り、その効力を失うわけだね。その後どうなんだという質問だと思うんですが、その後は、その時点で自治体独自でどう有り様なのかということについては、その時点で判断をすべきであるなというふうに考えております。

○議長（佐藤　悟）　ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤　悟）　質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤　悟）　異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤　悟）　異議なしと認めます。

よって、これより議案第４５号を採決いたします。

本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤　悟）　異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇　　◇　　◇

○議長（佐藤　悟）　日程第３，議案第４６号「村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤　悟）　質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤　悟）　異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤　悟）　異議なしと認めます。

よって、これより議案第４６号を採決いたします。

本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤　悟）　異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇　　◇　　◇

○議長（佐藤　悟）　日程第４，議案第４７号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤　悟）　質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤　悟）　異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇　　◇　　◇

○議長（佐藤　悟）　日程第５，議案第４８号「大玉村税特別措置条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤　悟）　質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤　悟）　異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇　　◇　　◇

○議長（佐藤　悟）　日程第６，議案第５９号「平成２４年度大玉村一般会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。７番。

○７番（佐藤誠一）　１１ページでございます。有り難い寄付が何件か挙がっておりますけれども、特に今回、款の２の給付金の中の２の災害対策費給付金に匿名で３０万寄付してくださったという方が有り難いことでございますけれども、この匿名についてですね、その金の原資の流れとかいろいろあると思うんです。宝くじに当たったとか、

拾い物があったとか、いろいろありますけれども、そういった内容の確認などはするのかしないのか、妥当な金だったら当然使うべきだと思うし、妥当性でない金であったら、もう使えない金と思って、そのような匿名者をどのように探すのか、どういう金の原資の流れね、どのように当局はつかんでこれから使おうとしているのか伺っておきます。

歳出について、１５ページ、今回、改修工事でこの庁舎、このような９,１００万程度で改修するそうでございますけれども、これらについての工事のスケジュールについて伺いたいと思います。やはりこの議場の関係もあろうと思いますので、そういった今後のスケジュールについて伺いたいと思います。

あと１９ページ、話題になっております放射能物質による米の全袋検査についてでございます。会津地方の、我々よりも大量に出荷される地帯においては、放射能の検査というのは１日に１つの行政区で会津坂下のある倉庫にとっては、いくら働いても１日に１,２００袋きり検査する能力がないと。出荷数量は大体４,０００袋から５,０００袋出るそうなんですよ。そのためにマイコ検査を等級のマイコ検査を最初にして農協の倉庫に積み上げて、それから１１月くらいまでかかって放射能の全袋検査をするんだということが報道されておりますけれども、本村においてはどのような手段でするのか伺いたいと思うし、やはり、このマイコ検査は時間がかかると思いますし、農協による人と個人売買する人と業者に売る人、この３本仕立てありますので、そういったことについて詳しくお示ししていただきたいと思います。

あとは２３ページ、これも話題になっておりますワクチンについて。今までは生ワクチンということで、非常に障害が何万分の１くらいに出るということで、今度は不活化ワクチンにするということで１,５６８万３,０００円ほど計上されておりますけれども、これについての対象者の人数はどのくらいあるのか。期間には今度は４回ほどするということでございますけれども、年齢別に何年くらいかかってやるのか、お伺いしたいと思います。

あと、同時に、下段になりますけれども、太陽光の発電について。今回７,０００万の計上に対して１,０００万△になったこの理由、あと、この太陽光の工事ですね。あとやっぱり、ここのところ、やっぱり中学校の屋根にもやるそうでございますけれども、こういったことで今回は改善センターになるそうですけれども、改善センターの発電した発電で賄えるのか。もし余った電気はどうするのか、伺いたいと思います。

２５ページ、上段になります有害鳥獣捕獲報酬というところで４０万ほど上げておりますけれども、今回、イノシシ捕ったら１頭２万とか、熊捕ったら１頭が幾らというふうなこともささやかれておりますけれども、そういった金額についてイノシシ、熊等はどうなのか。また、隣の二本松でもイノシシ捕ったということでございますけれども、放射能測ってみたら２万８,０００ベクレルくらい、すごい高い放射能だったということが２か月ほど前に新聞報道されておりますし、今、そんなに高い、捕獲しても素手では触れないと。どうしたらいいべと。その場に埋めるかといっても、これ触らなくちゃだめだし、そういった因果関係がありますけれども、駆除したとはい

え、どのような方法で処理するのか伺いたいと思います。

あと、２９ページ、既に全戸に配布されております図説大玉村の歴史の本が配布されておりますけれども、これから祝賀会をするんだということでございます。今のご時世の中で、こういった祝賀会の実施の妥当性はあるのか。また、開催するとしたとはいえ、どういった内容でするのか伺っておきます。以上です。

○議長（佐藤　悟）　企画財政課長。

○企画財政課長（武田正男）　７番議員さんにお答えいたします。

まず、１１ページの寄付金であります。通常、匿名希望の方については、名前を出すか出さないかの確認と、それから、どういうふうな使い道がよろしいでしょうかというような形を確認しながら、それぞれ寄付金の項目の中で割り振りしております。今回ご質問の災害対策費寄付金については、全く匿名ということで、名前も承知しておりません。これらについては、広島の消印があるということだけの確認であります。この処理については、本宮警察署、本宮分駐署ですか、そこと確認をしながら新聞等で公表し、更に半年間の期間をおいて、広島からですから当然災害対策だろうというふうな判断の下で、今回災害対策費寄付金として計上したものであります。

それから、１５ページの役場庁舎の工事のスケジュールでありますが、今回、本議会で議決をいただきましたらば、来週には指名委員会を開いて、9月末には入札ということになれば、１０月の上旬には臨時議会をお願いしたいというように考えております。具体的な工事の中身でありますが、１０月の６、７、８の３日間において、職員による引っ越し作業、デイサービスセンター、包括支援センター、それから保健センター、分庁、これらにそれぞれ引っ越し作業を３日間で行うと。１０月９日からは通常業務に入りたいという考えでございます。明けて２月末頃には完成というふうな計画を立てております。その間の１２月定例会等については、この場所でできるような形で、なんとか影響のないような形で進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（佐藤　悟）　農政課長。

○農政課長（鈴木幸一）　７番議員さんに、１９ページの米の全袋検査の内容ということでございますが、既に各農家に対しましては、今月の５日、６日にわたりまして、２回説明会を開催したところでございますが、本村につきまして概要を申し上げますと、補償につきましては、先に放射能検査を行って、その後等級格付け検査を行って、ただし本村はモニタリング地区でございますので、モニタリングが全部基準値内でないと自粛の解除がなされないということで、等級検査後については倉庫に保管して自粛解除後に出荷するという形で進んでおります。既に、これらについては説明会も行われましたが、今後、各農家に対しては米１袋、１袋に入るバーコードを来週初めには届くように現在作業中でございますので、バーコードを貼って各放射能検査場に持って来ていただいて、放射能検査後、等級検査を行うということで進んでおります。

続きまして、２５ページですが、有害鳥獣の報償関係でございますが、これらにつきましては、対象の鳥獣については先ほども話がありましたが、イノシシを考えてお

ります。イノシシにつきましては、先ほどもお話がありましたように、いわゆる放射能の数字が高いということで、本村で捕獲した放射能を測ってみると大体３００から５００ベクレルぐらいの数字でございますので、いわゆるせっかく捕獲しても、いわゆる食用とはなされないという形で、放っておくといわゆる個体数がどんどん増えるという形で、こういう報償を出して、特に捕獲隊の方にお願いしたいという内容で予算措置をしたところでございます。処理方法ということでございますが、いわゆる埋設か、又はいわゆるごみの焼却場に事前に連絡すれば焼却も可能ということで、処理方法については２つの方法があります。以上でございます。

○議長（佐藤　悟）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊地平一郎）　７番議員さんにお答えいたします。

２３ページ、予防接種の委託料関係でございますが、まず、不活化ポリオワクチンでございますが、これについては対象年齢が生後３か月から７歳半までとなっております。それで、摂取回数につきましては、生ワクチン１回接種の場合には３回接種、生ワクチンが接種０回の場合には４回接種を行うということでございますけれども、平成２４年度中には３回接種が半年間空けるということになっておりますので、３回接種ということで積算をしております。生ワクチンの１回済み接種人員につきましては、平成１７年の９月１日から平成２４年の６月１日生まれまでで、１回接種済みが２０６人、それから生ワクチンの０回、接種してないというのが１３１人、それから、今後出生予定というのが３０人、合計で３６７名、それの接種率を８０％に見ております。それで計算しまして、２９４名×接種料１万１,０９０円ということで、まずポリオワクチンの予防接種についてでございます。

それから、法定外予防接種、おたふくワクチンでございますけれども、これについては１歳から４歳までを対象としております。１歳の対象人数、１歳の年齢につきましては対象人数３０名、２歳につきましては対象人数８７名、３歳につきまして７９名、４歳８２名、対象人数合計２７８名、接種率が８０％と見ております。２７８名×８０％の接種料８,２５０円ということで、１８３万９,０００円をおたふくワクチンとして計上しております。それから水痘ワクチン、これも１歳から４歳までを対象としております。１歳対象人数３０名、２歳対象人数８７名、３歳対象人数７９名、４歳対象人数８２名、合計対象人数２７８名、これも同じように接種率が８０％と見ておりますけれども、それに接種料９,９９０円の１回ということで２２２万７,０００円。ロタウイルス、これにつきましては、生後０歳児ということでございますので、６週から２４週ということが対象範囲になります。これは３回接種ということを予定しておりまして、対象人数６０名×接種率が９０％に見ております。接種単価が１万１,３２０円×３回ということで、１８３万３,０００円の積算でございます。合計しまして、記載のとおり１,５６８万３,０００円という内容になっております。

以上です。

○議長（佐藤　悟）　住民生活課長。

○住民生活課長（武田孝一）　７番議員さんにお答えいたします。

２３ページの太陽光関係でございます。委託料の減１,０００万の内容でございますが、これにつきましては、２３年から２７年度までの事業というふうなことになっておりますけれども、総事業費が大玉村への枠配分で１億３,０００万というふうになっていまして、太陽光の設備と、それから設計業務を含めて、当初１割程度の設計業務というふうに考えておりましたが、実際にいろいろはじいてみた結果、設計業務に関しては１５０万、これは現に契約していますけれども、１５０万程度。これから今年度分の工事管理費、これが約１５０万程度ということで、１,３００万が３００万程度で今年度に関しては済むということで、１,３００万の当初予算を工事管理費分に一部振り向けて、その残りを減額すると、で工事費に回すというふうな考え方でございます。それで、そういうことで今回１,３００万の計画を３００万程度を委託費と見込んで、１,０００万を減額するというふうな考え方でございます。

次に、工事費の関係です。工事費につきましては、今年度中に、最終的に太陽光を上げる箇所が改善センター、保健センター、包括支援センター。ここを防災拠点ということで、全体で６０キロワット、蓄電容量も６０キロワットというふうに考えておりまして、今回は改善センターにおいて設置いたします。その予算でございますけれども、質問は、余ったときの対応ということでございました。今回の事業では、売電ということができなくなっております。それで、あと緊急時の防災拠点ですから、避難施設ということになるので蓄電装置を付けると。中学校の場合は発電するだけということですけど、今回は３０キロワットの蓄電設備を入れると。日中の使用で余ったものについては、蓄電して夜間の電力を賄う、あるいは緊急時の電源が全部、外からの電源が喪失した場合に蓄電装置を使うというようなことでありますので、余ったときというか、余っているときは蓄電に回っていくということでございます。

○議長（佐藤　悟）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（作田純一）　７番議員さんの質問にお答えします。

図説大玉の歴史の祝賀会の妥当性につきましては、長年、編纂に協力いただいた皆さんに対して感謝の意を表したいというものであります。内容につきましては、一部会費制で行うということでございます。

○議長（佐藤　悟）　ほかにございませんか。１０番。

○１０番（須藤軍蔵）　款２の総務費関係で、５２ページでございますが、庁舎の改修についての関係でお尋ねします。

当初予算では７,７００万計上したんですね。この中で電気、あるいは天井、床、こうしたものをやるんだと。庁舎建設の基金を取り崩してということで提案された。それで進めて一定程度進めてきたと。今回は９,１００万ですか、当初予算よりはるかに多いし、県の防災システムや、あるいは事業の横文字でいうとサーバーというんですか、そういうようなところの移設。それから震度計も移設だというような、そういう様々を加えると、そういうふうになるんだと。それから役場庁舎のそっちの機能をそっちに移す、その場所についても直すんだということのようでありますが、当初の関係の中では、そうしたことまでは想定はなされてなかったのかなと。したがって、

先ほども話ありましたが、それはそれでちゃんと議会を開いてどうとかという話ありましたが、そういうことに至った経緯というものはあろうと思うんですね。当初予算でそういうことで、今回このほかにということであれば、当然そういう経緯についてあって、そしてこうだということの説明をお願いします。

○議長（佐藤　悟）　企画財政課長。

○企画財政課長（武田正男）　１０番議員さんにお答えいたします。

当初予算の中での工事請負が６,５００万だったということは、今１０番議員さんがおっしゃったように、天井、それから床、床はＯＡ化対応をすると、それから、壁の補修もしたいと。一部ブレースも改修したいというような形での当初の積算でありました。その後、設計の中でいろいろ詰めてまいりました。今後１５年、２０年ということを考えた場合に、現在の当初の改修工事の内容でいいのかどうかということを更に突き詰めていきましたところ、例えば照明ですとＬＥＤ照明で省力化を図るということも必要だろうと。それから、一部ブレースの改修といいましたが、ブレースをすべて更新すると、それから追加をすると、そういうふうな耐震のほうにも力を入れたいと。更に、天井ですと通常の天井の張り替えということでありましたが、この張り替えについても耐震天井にしたいということでの変更。更には、３７年に築以来そのままの電灯配線ということで現在まで来ました。追加、追加というような電灯配線もありました。これらの電灯配線を一新したいということでの追加費用。それから、空調についても１０数年が既に経過していると。あと２～３年はもつだろうが、その後また全面改修しなきゃならないということでの空調設備用の全面更新、これらを積算して、更に工事費が６,０００万程度かかるのではないかという形での今回の計上であります。更に仮事務所、それから仮事務所への移転するいろいろな費用、これらが３,０００万程度かかるということで、今回９,１００万の計上となってものであります。

○議長（佐藤　悟）　１０番。

○１０番（須藤軍蔵）　今、るる説明があったわけでありますが、終わったことを言ってもせんないことでありますが、そういうことであれば、やっぱり当初でこれドーンと構えてちょっとやるべきであったのかなというふうには思います。

なお、もう１つ伺いますが、そうしたことで１回仮に移すと、移すんだというお金が、これ県の防災システムとか、又戻すんですか、これが終わったらば。そこら辺の関係の、当然仮にそっちに移るわけだから、出来上がればまた移す、また経費ということになるのかどうか、この辺についてもお伺いします。

○議長（佐藤　悟）　企画財政課長。

○企画財政課長（武田正男）　１０番議員さんにお答えいたします

工事請負費の倉庫新築工事については、そのまま使うと。それ以外については、往復の、仮設をして撤去してこちらに新設すると、そこまでの金額の計上であります。

○議長（佐藤　悟）　２番。

○２番（押山義則）　私も、この役場庁舎の改修についてちょっと伺いたいんですが、当

初は６,５００万。この工事費、役場庁舎の改修だけでも６,０００万のまた更に補正。これは、やっぱり当初に６,５００万やったときに、その計画が立てられなかったのか、あまりにも未熟でないかと、そう感覚として思います。結局、トータルでこれで１億５,０００万、１億５,０００万この庁舎にかける。結局、あくまでも費用対効果のこともありますが、新しく造ったらどうなんだと。結局そういう検討まで、ここまでの数字がいくのだったら、もっと慎重に我々も議論すべきだったし、その辺の考え、まず、結局普通一般に考えれば、村民の感覚で考えれば、６,５００万でやって、また更に６,０００万。いろいろかかるから９,１００万の追加だと。一般常識からいったら、リフォーム工事の悪質業者に引っかかったようなものというふうな感覚を住民は持ってしまう、そういう気がしてなりません。そのあたりのことを村長に、内容はいいですから、そういう、どういう考えか伺っておきます。

それから１５ページ、バス借上料２００万、これはバス購入した場合との比較検討、これ費用対効果も含めてされておられるのか、まず伺います。

それから、あと２５ページの有害鳥獣の内容の中で、３０万防護柵設置について計上されております。私、一般質問でもしましたが、これ箇所数、被害になっている箇所をきちんと押さえているのか。それで、３０万の防護柵設定でどういう箇所をどういうふうにする考えなのか。結局、片手落ちになってはやっぱり村民に対して説明つかないわけでありますから、その辺きちんとやっぱり今後も見据えた考えで説明してください。

それからページ２５、道路新設改良の工事請負費１,６５０万、これ住宅増の関係で２か所と聞きましたが、そのきちんとした場所名と、それぞれ何世帯なのか伺います。

○議長（佐藤　悟）　村長。

○村長（浅和定次）　庁舎改修の関係でありますが、なんでもかんでもではありません。こういう改修のようなものというのは、やっぱり当初予算にはある程度の概算の設計とかというようなことで、着手していいのかどうか、これはやっぱり当初予算で、まず趣旨を議会に理解してもらわなくちゃならん。そういう意味では、概算計画で予算というのはやっぱり計上せざるを得ないんです。そして、どっこい、その趣旨は分かっていただいたなというところで、詳細に今度いろいろと設計の段取りに入りますと、ああ、こういうこともあった、ああいうこともあったと。これはやっぱり着手そのものもできないわけですね。だから、そういう意味で、こういうことについては、このような予算の計上の仕方にならざるを得ない、そういうことをひとつ理解していただきたいと思います。

○議長（佐藤　悟）　企画財政課長。

○企画財政課長（武田正男）　２番議員さんにお答えいたします。

１５ページのバス関係でございますが、これらにつきましては、昨年まであった中型バスについては購入すると２,０００万かかると。通常のバスですと６００万から７００万程度の購入というような形にはなろうかと思います。ただ、今回のバスの借

り上げについては、人件費も含めたトータル的な費用対効果、これを考えました。当然、バスを買えばそのまま運転手を雇わざるを得ない。こういうふうな人的な絡みも兼ねて、費用対効果を踏まえて今回中型バスを廃車しながら今年１年間こういう形でやっていきたいということでの計上でございます。

○議長（佐藤　悟）　農政課長。

○農政課長（鈴木幸一）　２番議員さんに２５ページの有害鳥獣防護柵設置事業補助金３０万計上しましたが、この内容等でございますが、これは農家がいわゆる農作物の被害防止のために電気柵を設置する場合の資材費等の購入ということで、既に共済組合、ＪＡ等については６分の１相当を補助しているということで、村についてもこの同じ金額６分の１相当を補助するということで、それぞれ合わせますと２分の１になるというような中身でございます。

　あと、内容という、今後を見据えてということでございますが、現在のパンフレット等を見ますと、防護柵、電気柵のいわゆる単価については、電源とかワイヤーとか、あと支柱とかも含めまして１メートル当たり約１５０円から２００円という内容でございますので、今回３０万円設置した中で、おおよそで概算で申しますと約１０キロの設置が可能ということで、いわゆる中山間地等について農作物、イノシシの被害が出ておりますが、それらの農家のいわゆる資材費の購入の補助に充てるという内容でございます。

○議長（佐藤　悟）　企画財政課長。

○企画財政課長（武田正男）　２番議員さんに道路新設改良費２５ページの村単道路改良、道路新設工事費ですか、１,６５０万、この中の住宅誘導インフラ整備事業についてご説明申し上げます。

　まず、大山の仲ノ内地内について１３戸程度の区画の団地を予定しております。民間企業による。それから玉井字南町地内、これは大黒内、ほぼ大黒内地内といっていいかもしれませんが、そこに２区画、この２つについて住宅誘導インフラということで１,６５０万の計上であります。

○議長（佐藤　悟）　２番。

○２番（押山義則）　庁舎の改修についての言い訳というか、それは聞きましたけど、結局、ただ６,５００万が９,１４０万、ちょっとその数字的にもいささか問題あるんじゃないかと私は考えております。やっぱりもう少し慎重に今後やっていただきたいなと、私これで村民になかなか説明つかないと、そう思っています。

　それからもう１点、ページ１７の災害対策費、この線量低減化活動の中で、農業系汚染廃棄物処理事業委託料ありますが、これはだいぶ金額が上がって、これ藁堆肥の処理ということを伺っていますが、これ今回の予算で大体進捗率はどこまでいくのか、それを伺っておきます。

○議長（佐藤　悟）　農政課長。

○農政課長（鈴木幸一）　２番議員さんに、１７ページの農業系汚染廃棄物処理事業２億２,４２５万円ですが、これらにつきましては、原発事故による牧草、稲わら、堆肥

等のいわゆる一時保管する事業費ということで、当初においても８,９００万ほど予算計上しましたが、その後、各農家から、いわゆる調査しまして牧草、稲わら等の量を把握しまして、それらに基づいて予算措置したところでございますが、全体のこれを含めると処理の割合はどのぐらいだということでございますが、２３年度についても６戸の農家が牧草の稲わら関係、現在、繰越事業でパイプハウスで隔離、一時保管をしておりますが、今回の工事で、ほぼ、それらの調査した農家については、今回の計上した内容でほぼ処理できるという内容でございます。

○議長（佐藤　悟）　質疑ございませんか。８番。

○８番（遠藤文一）　歳入について伺います。

地方交付税ですが、９月までに交付された総金額について伺いたいと思います。

それから震災復興特別交付金、交付税、これ９月に交付された金額伺いますとともに、３月の補正として出てくるのか、それ以前に補正として出てくるのか、それについても伺いたいと思います。

それから、総務費の県補助金、大変な金額でございますが、この度の地方交付税３分の１と、県では３分の１とのことでありますが、これ大丈夫なのかどうかということで伺いたいと思います。

○議長（佐藤　悟）　企画財政課長。

○企画財政課長（武田正男）　８番議員さんにお答えいたします

普通交付税、９月末で全体の４分の３の額をいただいております。９月については、４日支給ということが通常でありましたが、今回は１週間遅れ９月１０日ということで、９月交付分の全額が３億９,０００万ほど全額入っています。これで全体１５億の４分の３が９月までにすべて入っているということで、残り４分の１については、１１月に入る予定ということであります。これについては若干まだ未確定でございますが、そういうふうな流れになっております。

○８番（遠藤文一）　金額だけ、ちょこっときちっと教えて。

○企画財政課長（武田正男）　１１億５,４００万ほど９月までに入っております。残り４分の１については、１１月交付の予定であります。

それから、震災復興特別交付税でありますが、当初予算から現在までの間で１,０５０万ほど予算化しております。残りについては、３月にまとめて支給になると思われますが、昨年度ベースで１億９,０００万ほど震災復興特別交付税をいただいております。これに近い金額がいただければというふうに希望を持っております。

○８番（遠藤文一）　特別区交付税は幾らもらったのと言ってるの。幾ら交付されたんですかと言ってるの。震災復興特別交付税。

○企画財政課長（武田正男）　９月交付額ですか。

○８番（遠藤文一）　９月５日だ。

○企画財政課長（武田正男）　９月交付については、今ちょっと手もとに資料ありませんので、後でご返答したいと思います。

○議長（佐藤　悟）　ほかにございませんか。

○８番（遠藤文一）　いや、まだ、答弁漏れ。県で、これだけの
○議長（佐藤　悟）　今分からないから、後で答弁すると言ってるんだから。
○８番（遠藤文一）　県のほうはどうなっているのかと。
○議長（佐藤　悟）　住民生活課長。
○住民生活課長（武田孝一）　県の交付金で除染関係で申し上げますと、第１次の申請については内示を受けておりまして、当初予算で４月５日付のものについては内示が来ております。７億５,０００万程度だったと思います。したがいまして、これから概算請求をしながら、あと、まだ未申請分についても当然これから申請していくところで、除染対策に関しては基金でありますので、当然その財源の中からなので、来ないというようなことはないというふうに考えております。
○議長（佐藤　悟）　健康福祉課長。
○健康福祉課長（菊地平一郎）　線量計と緊急整備事業費関係でございますが、これについても申請済みでございまして、交付される見込みとなっております。
○議長（佐藤　悟）　次、ありませんか。農政課長。
○農政課長（鈴木幸一）　８番議員さんに９ページの災害対策費補助金の中の農業系汚染廃棄物処理事業、いわゆる歳入歳出同額でございますが、これらにつきましても現在２３年の繰越事業については交付申請を行って決定をしておりますし、今後９月補正で計上しました事業費についても、今後補助申請をし、交付決定後、実施していく内容でございます。
○議長（佐藤　悟）　１１番。
○１１番（遠藤義夫）　１７ページなんですが、１８の備品購入の中で、簡易土壌分析器なんですが、今までこれは普及所、あるいは県あたりでやっていたんですが、同等のデータが得られるのか、どのような検査結果を出す目的でやっているのか、これお願いします。
○議長（佐藤　悟）　農政課長。
○農政課長（鈴木幸一）　１１番議員さんに１７ページの下段のほうにあります備品購入費、簡易土壌分析器９０万円の内容でございますが、いわゆる土壌から農作物にセシウム等が移行するのは、いわゆる土壌のベクレルの数量だけでなくて、いわゆる土壌の養分、例えばカリが不足すればカリがないので、その分セシウムを多くするというような傾向もあるということで、土壌の放射性セシウム等の検出と同時に、土の養分を測って、それらの関係を調べたいということで、いわゆる土壌の汚染、農地の土壌をマップを作成する中で、土壌のセシウムと同時に養分も測っていくということで、今回分析器を購入するものであります。以上です。
○議長（佐藤　悟）　１１番。
○１１番（遠藤義夫）　内容は分かりましたが、１１区、１６区は、これちょっと線量が高いということで、除染関係やったけど、玉井にもホットスポット的なところがあるんですが、村長に聞きたいんですが、今後そのほうの除染の関係はどうなるんですか。
○議長（佐藤　悟）　村長。

○村長（浅和定次）　線量の高い１１、１６を今年はやりました。今年の状況によって、玉井地区も５０ベクレル以上出ているところがあります。したがって、今年の米の状況によって、去年のようにそういう箇所をやはりゼオライトによって深耕する。こういうことの必要性があるかなしや。これは指導機関等ともよく連携を密にして対応をいたしたいと、このように考えております。

○議長（佐藤　悟）　ほかにございませんか。９番。

○９番（佐原吉太郎）　２５ページの松くい虫の件でお尋ねしたいんですが、実は、二本松と境界線の中で、全くここ２～３年、枯れたままなんです。そういう状況だから、そこで虫がどんどん増えちゃって、大玉村側の松がどんどん枯れてしまう。だから、行政単位でやっぱり統一して、二本松なんですが、二本松のものはほとんど切ってないんですよね、見る限り。こういうことでは困るんですよ。したがって、やはり二本松市にそれらをきちっと言って。結局、こっちでいくらやっても、あっちが野放しにしているから拡大しちゃうんですよね。虫が増えちゃうんですよね。そういう状況なので、その辺の連携はどうなっているのかをまずお聞きしたいと思います。

　あと、もう１点でありますが、２９ページの教育委員関係なんですが、実は皆さんもご存じのとおり、３月１１日でもう蝦夷穴の関係なんですが、この蝦夷穴というのは、これには出てないんですが、これ予算取られてなんとか少しでも保護というか、実際は蝦夷穴というのはどういう地位にあるのか、教育長、知ってる範囲内で、もう大したことないならそのままで結構なんですが。要するに、そういうことも含めて、ひとつ調査したのかしないのか。直接あれなんですが、やはり大玉村の、それだけのちょっと教育長、分かった。そういうことで、やはりこれだけ今まで蝦夷穴という看板まであったんですね。それが、いつの間にか崩れちゃって、そのままになっているわけでありますが、昔はもちろん二本松の小学校、中学校、それから本宮も、そこから先は分からないんですが、岩代あたりまでたぶん遠足で貴重なやっぱり文化財だったんですね、大玉にとって。そういう、今我々の世代の方々は、小さいうちからあそこに来て、やっぱり蝦夷穴どうなっているんだということも含めて、やはりこれを今現在メドは５つあるんです。そこまでドサッとは落ちないですよ。どうするのか今後。あれを貴重なものであれば、なんとかその原形をとどめておくとすれば調査検討して守るのか、それとも要らないのか、その点も含めて、ひとつお聞きしたい。

○議長（佐藤　悟）　村長。

○村長（浅和定次）　松くい虫の関係、特に二本松との境界線で、これ大玉はかなり私もあちこち歩いて、あそこにあるぞ、ここにあるぞということを担当に話ししてやっているんです。ところが、ちょっと目立つんだね。前にも、二本松の市長に私のほうから話した経過あるんです。また、率直に松くい虫ちょっと境のところ、大玉に移ってくるから切ってくれないかと、こう市長に言いますので。あと、中にはもう方法ないところもあるんですね、自治体でね。構わないところもあるんです。どうしようもないと。もう真っ赤っかだから、全部山を裸にするしかないというところは構わないところもあるんです。だから、これも本気になって大玉は大玉の花木鳥の木は松だから、

松は末代ということで。末代続くようにしなきゃならないと思って、これ一生懸命やっているんだけれども、これもどこまで続くかやっぱり、よそのほうから攻められちゃうと守りきれなくなるということもあるんだね。一生懸命、大玉としてはやったつもりでありますが、なおあと、その境界関係ね、二本松の市長に話をしたいと思います。

○議長（佐藤　悟）　教育長。

○教育長（押山利一）　９番議員さんに、馬場桜の保存の関連質問ということでお答えをいたします。蝦夷穴古墳につきましては、実際は横穴式古墳でございます。蝦夷人が住んだ穴だというふうに言われてきていますが、あれはお墓でございます。６世紀、７世紀ごろの横穴古墳。大変貴重なものでございます。ただ、村指定になってこなかったという、指定文化財になってこなかったという、村の１０景には入っていますが、観光１０景には入っていますけれども。ですから、その辺も含めて川の向かい側にあってなかなか保存とか調査が難しかったということがあります。先延ばしになってきたのかなというふうにもちょっと反省をしております。大変貴重なものでございます。中通りでも少ない横穴式古墳ですので、文化財保護審議委員会というのが出来ましたので、保存とか調査について今後どういうふうに進めていけばいいのかということを是非今回、前から気にはなっておりましたので、いい機会ですので調査をしたみたいと思います。以上です。

○議長（佐藤　悟）　ほかにございませんか。８番。

○８番（遠藤文一）　先ほど１７ページで簡易土壌分析器、これ購入する答弁ありましたですね。２９ページには、馬場桜の土壌等分析業務委託料、これ同時だからこういうことがあってもやむを得ないのかなというふうに思いますが、片方で土壌分析器買うんだから、これで土壌分析の委託する必要ないんですよ。だから、この辺を整理して、土壌分析器が可決されたらば、馬場桜の土壌分析業務はやめるということで整理していただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（佐藤　悟）　教育長。

○教育長（押山利一）　８番議員さんにお答えいたします。

　この馬場桜の土壌分析は、樹木に対してどういう木になっているかということを継続的にやってきておりますので、調査内容が中身が違いますので、これは独立してこれからも継続してやっていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（佐藤　悟）　５番。

○５番（鈴木宇一）　１７ページの農業系汚染廃棄物、いろいろ皆さんからご質問ありましたが、これは一時保管ということで、ハウスの予算も入っているのかなと思いますが、２３年度予算では６戸ほど既に建築済みということでございます。それで私お聞きするところによると、やはりハウス建てたやっぱり隣地、地域の住民のやっぱり意向、同意ですね。これがやっぱり非常に大事だと思うんです。１戸ほどはそういう反対が出されて、現在せっかく建てたものを移転撤去というような、その運動が起きている状況なので、今回これ計上されましたが、その辺についても十分に検討されて慎

重にやっていかないと、保管された藁は数万ベクレルと相当高い放射能ベクレルになるわけでございますから、その辺、慎重のうえにもやはり人家の近いところとか憂慮して避けてほしいなというふうに考えております。当局の考えをお尋ねします。

○議長（佐藤　悟）　農政課長。

○農政課長（鈴木幸一）　５番議員さんに、農業系汚染物の関係で、いわゆる隣地等の問題ということで、２３年度の繰越事業におきまして、汚染牧草の隔離ということでパイプハウスで６戸、現在工期期間内でございますが、埋めた１戸の農家についてはそういう事前に、隣地の農家にはお話をしたということではございますが、工事の段階でそういう話がなされたということで、現在中止しておるような状況です。今回、補正に計上したいわゆる牧草、稲わら、堆肥につきましても、今後事業実施にあたりましては隣地の関係とか、事業着手前に十分に説明を申し上げて事業実施にあたりたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤　悟）　ほかにございませんか。１番。

○１番（鈴木康宏）　２７ページ、教育費の中の①小学校の運営管理に関する経費１１の電気料並びに大山小学校、同じく電気料のほうが１２０万、１７６万という形で計上されていますが、このような計上された内容について。

○議長（佐藤　悟）　教育総務課長。

○教育総務課長（菅野昭裕）　１番議員さんにお答えをいたします。

　小学校の玉井小学校、それから大山小学校の電気料でありますが、主な要因としてエアコン設置稼動による電気代の増嵩というものを見越しまして、こちらの補正を計上させていただいた次第でございます。以上であります。

○議長（佐藤　悟）　ほかにございませんか。７番。

○７番（佐藤誠一）　２点伺います。

　１７ページの原発関係の健康管理事業について、今回４０５万３,０００円ほど計上されておりますけれども、これはいろいろな甲状腺の検査などいろいろ前にも上がっておりますけれども、どういった用途に使うのかお聞きしておきます。

　先ほども話題になりましたが、２５ページの有害の防護柵について。これ電圧関係には、電圧では何ボルトか何ワットだったか分かりませんけれども、どの程度の電圧がこれに流れるのか、そういう危険性はないのかを伺いたいと思います。

○議長（佐藤　悟）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊地平一郎）　７番議員さんにお答えいたします。

　１７ページ、原発事故関連健康管理事業に関する経費でございますが、これにつきましては、電子式積算線量計の校正費用、５００戸×６,０００円×消費税。それからサーベメーターの校正料、４３戸×２万円×消費税ということでございます。

○議長（佐藤　悟）　農政課長。

○農政課長（鈴木幸一）　７番議員さんに２５ページの有害鳥獣防護柵の関係で、電圧ということでございますが、カタログ等を見ますと、いわゆるバッテリー式とソーラー式がございますが、電圧を見ますと１２ボルトということで記載になっております。

当然、いわゆる防護柵を付ける場合は、何メートルかおきにいわゆる人間に対しての注意の表示もなされるということで、それらいわゆる人に対しては注意してくださいという表示も当然その中で設置するという内容でございます。以上です。

◇　　◇　　◇

○議長（佐藤　悟）　ここで暫時休議いたします。再開は午前１１時２５分といたします。

（午前１１時１１分）

◇　　◇　　◇

○議長（佐藤　悟）　再開いたします。（午前１１時２５分）

◇　　◇　　◇

○議長（佐藤　悟）　５９号についての質疑を許します。７番。

○７番（佐藤誠一）　２５ページの道路関係なんですけれども、今回、地図をもらって分かるとおり、２戸以上についての申請すれば、こういった道路については公共用地としてやってくれるということでございますけれども、今や私も前半質問したとおり、今、富岡あたりの人は５年間帰れないんだということで、私の周りあたりでも２戸、３戸まとめて買いたいという人があるんですけれども、これ、どういった申請方法になれば、このようなルールに従ってしてもらえるのか当局に伺いますし、まず、やっぱり上下水道のこれ配備も必要だと思いますし、私もこれ本管についていろいろ当局に伺ったところ、約３００万から４００万が個人で引っ張るとかかるんだということもありますし、やっぱりこういう２戸以上の住宅の誘致について、このように当局で認める場合は、やはり２戸、３戸以上の住宅が欲しいんだとなれば、当然道路若しくは上下水道についても村でやる必要性が出てくると思うんですけれども、その解釈について当局に伺いたいと思います。

○議長（佐藤　悟）　企画財政課長。

○企画財政課長（武田正男）　７番議員さんにお答えいたします。

住宅誘導インフラ整備、これについては、住宅ネットワーク会議が行う２戸以上のものについて、なおかつ村の誘導区域の中においてやる場合に、それを申請していただいて、それを今度住宅誘導インフラ審査会にかけて、そこで認められればそれを実施するというような形になっております。

○議長（佐藤　悟）　ほかにございませんか。４番。

○４番（菊地利勝）　２つほどお願いします。

まず２７ページ、先ほど１番議員さんも質問しましたけども、両小学校電気代の補正と上がっておりますけれども、これエアコン設置によるという話があったようですけれども、これいつまで、来年の３月３１日までの補正か。あるいはエアコン設置なので、これから夏、あるいは冬に向けて使用の仕方、温度設定など、どのような指導をしているか、その点伺いたいと思います。

あと２９ページ、大山公民館、今回震災により改修工事等々が上がっておりますけれども、この内容を詳しくお伺いしたいと思います。以上、２点お願いします。

○議長（佐藤　悟）　教育総務課長。

○教育総務課長（菅野昭裕）　４番議員さんのご質問にお答えいたします。

小学校のほう電気代でありますが、現時点までの使用量等から積算いたしまして、来年３月までの分について所要額を積算したものでございます。なお、温度設定等については、今夏かなり暑いものがございましたけれども、それからこれから冬を迎えてになりますが、省エネの基準であります冷房２８度、暖房１８度というふうなことでの指導をしていきたいなというふうに考えております。以上であります。

○議長（佐藤　悟）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（作田純一）　４番議員さんにお答えします。

大山公民館の改修につきましては、外壁、玄関向かって左側の外壁の浮いている部分の改修、それから１階の和室の壁の改修ということでございます。

○議長（佐藤　悟）　４番。

○４番（菊地利勝）　再度、大山公民館についてお伺いしたいと思います。

大山公民館については、だいぶ築年数が経っている、あるいは駐車場の狭い、あるいは利用の仕方が悪い等々であって、地域のほうから場所を違う時点、あるいはふれあいセンターみたいなのはどうだと、そういう希望が何年か前あったようなことを記憶しておりますけれども、この公民館については、このまま改修工事をやって現存するのか、将来的な展望等ありましたら、お伺いしたいと思います。

○議長（佐藤　悟）　教育長。

○教育長（押山利一）　４番議員さんに大山公民館の改修についてお答え申し上げます。

まず、今回は震災で危険な部分の応急手当てという考え方でございます。壁が崩れて人の上に落ちたりすると困るということでございますので、本格的な耐震改修については、今、言われたように新築移転も念頭に、これから今年中に検討をして早急に結論を出したいというふうに考えております。以上です。

○議長（佐藤　悟）　次にございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤　悟）　質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤　悟）　異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤　悟）　異議なしと認めます。

よって、これより議案第５９号を採決いたします。

本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤　悟）　異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇　　◇　　◇

○議長（佐藤　悟）　日程第７，議案第６０号「平成２４年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤　悟）　質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤　悟）　異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇　　◇　　◇

○議長（佐藤　悟）　日程第８，議案第６１号「平成２４年度大玉村玉井財産区特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤　悟）　質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤　悟）　異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇　　◇　　◇

○議長（佐藤　悟）　日程第９，議案第６２号「平成２４年度アットホームおおたま特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。７番。

○７番（佐藤誠一）　昨年は、あのような状況だったんですけれども、本年度に入ってどのような利用状況なのか、説明願いたいと思います。

○議長（佐藤　悟）　アットホーム支配人。

○アットホームおおたま支配人（中沢武志）　７番議員さんのご質問にお答えいたします。

本年度におきましては、震災前の状況、いわゆる２２年度とわずかではありますが、状況は向上しております。以上です。

○議長（佐藤　悟）　ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤　悟）　質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤　悟）　異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤　悟）　異議なしと認めます。

よって、これより議案第６２号を採決いたします。

本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤　悟）　異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇　　◇　　◇

○議長（佐藤　悟）　日程第１０，議案第６３号「平成２４年度大玉村農業集落排水事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤　悟）　質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤　悟）　異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇　　◇　　◇

○議長（佐藤　悟）　日程第１１，議案第６４号「平成２４年度大玉村介護保険特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤　悟）　質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤　悟）　異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇　　◇　　◇

○議長（佐藤　悟）　日程第１２，議案第６５号「平成２４年度大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤　悟）　質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤　悟）　異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇　　◇　　◇

○議長（佐藤　悟）　日程第１３，議案第６６号「教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤　悟）　質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤　悟）　異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇　　◇　　◇

○議長（佐藤　悟）　日程第１４，今定例会の新規事件であります請願第１号、請願第２号及び陳情第４号を一括議題といたします。

これより付託した常任委員会の委員長から審査結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長の報告を求めます。２番。

○総務常任委員長（押山義則）　総務文教委員会報告書。

議長の命によりまして、総務文教常任委員会の審査結果を報告いたします。

去る９月７日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました陳情第４号「山林に対する固定資産税の免税措置に関する陳情書」についてを審議するため、９月７日、午後１時３０分より大玉村役場第二委員会室において、全委員出席、更に参考意見聴取のため、企画財政課長、税務課長に出席を求め、委員会を開催いたしました。

陳情第４号「山林に対する固定資産税の免税措置に関する陳情書」について慎重審議した結果、国策による税収面の補てんがあるべきとの意見もありましたが、総意によりこの陳情を採択すべきものと決定いたしました。

以上のとおり、総務文教常任委員会に付託されました陳情についての審査結果を報告いたします。

平成２４年９月１４日

総務文教常任委員会委員長　押山義則

大玉村議会議長　佐藤悟殿

よろしくお願いします。

○議長（佐藤　悟）　総務文教常任委員長の報告が終わりました。

質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤　悟）　質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

これから、陳情第４号「山林に対する固定資産税の免税措置に関する陳情書」について採決いたします。この採決は起立によって行います。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。

本陳情は委員長の報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐藤　悟）　起立多数です。

よって、この陳情第４号「山林に対する固定資産税の免税措置に関する陳情書」は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長（佐藤　悟）　次に、産業厚生常任委員会委員長の報告を求めます。１０番。

○産業建設常任委員長（須藤軍蔵）　議長の命によりまして、産業厚生常任委員会の審査結果についてご報告いたします。

去る９月７日の本会議において、産業厚生常任委員会に付託されました請願２件について審査するため、９月７日、午後１時３０分から第一委員会室におきまして、全委員出席、更に付託事件に対する参考意見聴取のため、建設課長の出席を求め、委員会を開催いたしました。

請願第１号「村道石橋中森線改良整備事業請願」について、請願については、地権者全員の同意が基本ですが、慎重審議の結果、全委員一致をもって採択すべきものと決定いたしました。

次に、請願第２号「村道三島赤坂線側溝整備に関する請願」について慎重審議の結果、全委員一致をもって採択すべきものと決定いたしました。

以上のとおり産業厚生常任委員会に付託されました請願２件についての審査結果を報告いたします。

平成２４年９月１４日

産業厚生常任委員会委員長　須藤軍蔵

大玉村議会議長　佐藤悟殿

以上であります。よろしくお願いします。

○議長（佐藤　悟）　委員長の報告が終わりました。

委員長に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤　悟）　質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

これから請願第１号「村道石橋中森線改良整備事業請願書」について採決いたします。この採決は起立によって行います。

本請願に対する委員長の報告は採択です。本請願は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐藤　悟）　起立多数です。

よって、請願第１号「村道石橋中森線改良整備事業請願書」は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長（佐藤　悟）　これから、請願第２号「村道三島赤坂線側溝整備に関する請願書」について採決いたします。この採決は起立によって行います。

本請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は、委員長の報告とおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐藤　悟）　起立多数です。

よって、請願第２号「村道三島赤坂線側溝整備に関する請願書」は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長（佐藤　悟）　日程第１５，「閉会中の継続調査申出について」を議題といたします。

議会運営委員会委員長から会議規則第７５条の規定に基づき、既にお配りいたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤　悟）　異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長（佐藤　悟）　ここで昼食のため暫時休議いたします。再開は午後１時３０分といたします。（午前１１時４４分）

◇　　◇　　◇

○議長（佐藤　悟）　再開いたします。（午後１時３０分）

◇　　◇　　◇

○議長（佐藤　悟）　次に、追加議事日程を配付いたします。（追加議事日程配付）

配布漏れございませんか。（なし）

ただいまお手もとに配付いたしましたとおり、議員発議第３号「大玉村議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、議員発議第４号「地球温暖化対策に関する『地方財源を確保・充実するする仕組み』の構築を求める意見書について」及び「議員派遣の件について」並びに各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長から「閉会中の継続調査申出」が提出されました。

お諮りいたします。

議員発議第３号、議員発議第４号及び「議員派遣の件について」並びに各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長から「閉会中の継続調査申出について」をそれぞれ順番に日程に追加し、追加日程第１から追加日程第４として議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤　悟）　異議なしと認めます。

よって、議員発議第３号、議員発議第４号及び「議員派遣の件について」並びに各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長から提出された「閉会中の継続調査申出について」、それぞれ順番に日程に追加し、追加日程第１から追加日程第４として議題とすることに決定いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長（佐藤　悟）　追加日程第１，議員発議第３号「大玉村議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。２番。

○２番（押山義則）　議員発議第３号　大玉村議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

上記議案を別紙のとおり地方自治法第１１２条及び会議規則第１４条第１項の規定により提出します。

平成２４年９月１４日

大玉村議会議長　佐藤悟殿

提出者　大玉村議会議員　押山義則

賛成者　　同　　佐藤誠一

大玉村議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

大玉村議会の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（昭和５１年条例第１８号）の一部を次のように改正する。

改正案

附則１５　平成２４年１０月１日から平成２５年９月３０日までの間、議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員の議員報酬月額は、第２条の規定にかかわらず１００分の１０に相当する額を減じて得た額とする。ただし、第５条第２項に規定する期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬月額については、この限りでない。

附則

この条例は、平成２４年１０月１日から施行する。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（佐藤　悟）　議員発議第３号の趣旨説明が終わりました。

提出者に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤　悟）　質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤　悟）　異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇　　◇　　◇

○議長（佐藤　悟）　次に、追加日程第２，議員発議第４号「地球温暖化対策に関する『地方財源を確保・充実する仕組み』の構築を求める意見書について」を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。７番。

○７番（佐藤誠一）　議員発議第４号　地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書について

地方自治法第９９条の規定により意見書を提出するため、別紙意見書案を会議規則第１４条第１項の規定により提出します。

平成２４年９月１４日

大玉村議会議長　佐藤悟殿

提出者　大玉村議会議員　佐藤誠一

賛成者　　同　　遠藤文一

提出先　内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国家戦略担当大臣、農林水産大臣
環境大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長

地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書（案）

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、わが国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球環境保護、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保持など、「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、わが国は、京都議定書において第１約束期間である平成２０年から平成２４年までに間に温室効果ガスを６％削減することが国際的に義務付けられているが、そのうち３.８％を森林吸収量により確保するとしている。

このような中「地球温暖化対策のための税」が平成２４年１０月に導入される一方、「森林吸収源対策などの地球温暖化防止対策に関する地方の財源確保」については、「平成２４年度税制改正大綱」において、「平成２５年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進める」とされている。

もとより、地球温暖化防止をより確実のものとするために、森林の整備、保全等の森林吸収源対策や、豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、森林吸収源対策の地球温暖化対策に取り組む恒久

的・安定的な財源が大幅に不足している。

よって、下記の事項の実現を強く求めるものである。

記

二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「地球温暖化対策のための税」の一定割合を森林面積に応じて譲与する「地方財源を確保・充実する仕組み」を早急に構築すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２４年９月１４日

福島県安達郡大玉村議会議長　佐藤悟

以上です。よろしくお願いします。

○議長（佐藤　悟）　議員発議第４号の趣旨説明が終わりました。

提出者に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤　悟）　質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤　悟）　異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇　　◇　　◇

○議長（佐藤　悟）　追加日程第３，「議員派遣の件について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、お手もとに配付の「議員派遣の件について」のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤　悟）　異議なしと認めます。

よって、本件は、お手もとに配付の「議員派遣の件について」のとおり決定いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長（佐藤　悟）　次に、追加日程第４，「閉会中の継続調査申出について」を議題といたします。

お手もとにお配りいたしましたとおり、各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長から所管事務のうち、会議規則第７５条の規定に基づき、所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤　悟）　異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長（佐藤　悟）　以上で今期定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、平成２４年第６回大玉村議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。（午後１時４２分）

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成２４年9月１４日

大玉村議会議長

大玉村議会議員

大玉村議会議員